

2021年度登録作業について

●はじめに

平素は、日本陸上競技界発展のために格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2021年度の登録作業に先立ち、確認事項、お願い事項、よくある質問などをまとめましたので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

すでにお知らせをした通りであります。2021年度から日本陸上競技連盟登録料を新たに設定させていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

下記、項目ごとのお知らせに詳細を記載しておりますので、ご確認の程お願いいたします。

<登録作業における注意事項など>

●登録システムに関する問合せ先について

操作方法に関するご質問にご回答するサポートセンターを設けています。
メール、またはお問い合わせフォームよりご質問をお受けしています。

E-mail : support@start.jaaf.or.jp
フォーム : <https://start.jaaf.or.jp/support/>
電話 : 03-6434-1216

【お願い】

- ① 県の受付期間、登録番号、登録料支払いについてお問い合わせを頂く事がよくあります。サポートセンターでは回答できませんので、団体・会員への案内には、必ず県の問合せ先も併記くださるよう、ご協力をお願い致します。
- ② パスワードの再発行は、Webシステムで行うことができます。ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」よりアカウントコード・システムにご登録のメールアドレスをご入力いただくことで、再設定することが可能です。

※2021年3月2日（火）から～7月30日（金）（平日10時～17時）は、電話窓口を開設しています。

年度初めは、電話が繋がり辛い事もあるので、メールのお問い合わせにご協力ください。

●2021年度の登録の申し込みは12月17日（金）までです！

2021年度の登録受付は「12月17日（金）18:00まで」です。
ご担当の皆様におかれましては、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

重要！＜2021年度にむけてのお願い＞

● 会員データの精緻化のお願い

ここ数年登録データを活用した、記録管理、大会エントリーが進んできており、その際に登録データの間違い、不明確さなどが原因で、正確な集計ができないという課題が発生しています。今一度情報の精緻化についてご協力お願いいたします。

正しい情報で登録されないと会員、生徒に不利益が生じる可能性があります！

- ・ 氏名の入力について
 - **パソコンで表示できない漢字**
パソコンで表示できない漢字(windowsで特別な外字フォントを使用せずに表示できない)が使われている場合、氏名欄には通常大会申込みなどで使用する**近似した漢字**を使用していただき、備考欄にその旨記載してください。
氏名欄に外字などを使用すると、文字化けしてしまい大会エントリーの際に氏名が表示されない可能性があります。
 - **アルファベット名**
外国籍などで正しい氏名がアルファベットの場合は、**氏名欄には国内で使用するカタカナ名を入力**していただき、正しいアルファベット表記は英字氏名欄に記載してください。
- ・ 生年月日について
 - **生年の異常**
2020年度データで、生年が1906年以前の会員(114歳以上)が35名、2008年4月1日以降生まれの中学生、高校生が568名存在します。明らかな生年月日の間違いです。
正しい生年月日を確認していただくようお願いいたします。
 - **学年と生年月日の不一致**
生年月日と学年が一致しない会員が、1999名存在しました。一つの学校で10名以上の不一致が発生している学校が、31校ありました。生年月日は西暦で入力いただきたいのですが、平成に年に20をつけているパターンが散見されます。
生年月日の確認を重ねてお願いいたします。
- ・ 学校名について
 - **学校名**
学校名には学校名の正式名称(〇〇市立〇〇中学校、私立〇〇学園高等学校など)を入力してください。
フリガナも正式名称のフリガナを記載してください。
参考：文部科学省学校コード一覧表に出ている表記をご確認ください
(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)
*これまで特に統一してきませんでしたが、正式名称に統一したいと思います。
 - **学校名略称フリガナ**
間違いが多いので、一旦すべて空欄にしています。初回ログイン時に必ず正しい内容を入力してください。大会のアナウンスなどで使用されます。

● 日本陸連登録料の新設について

すでにお知らせしている通り、2021 年度より従来のデータバンク料に代わり、日本陸連登録料（一般・大学 1000 円、中学・高校 500 円）を設定させていただくことになりました。

実際の徴収に関しては、従来のデータバンク料と同様に、受付を締め切った後、2022 年 1 月に 2021 年度会員データ数を算出し、それに応じた都道府県ごとの総額を 2022 年 1 月末までに、各都道府県陸協あてにご請求させていただきます。

なお、日本陸連登録料設定にかかわる詳細説明、用途、背景などについては下記に記載しております。会員の皆様にご覧いただけるチラシデータも掲載しておりますので、ぜひご一読ください。

<https://www.jaaf.or.jp/about/fee/>

- ・登録規程より

(登録料)

第 8 条 登録会員は、本連盟登録料を納付しなければならない。

2 本連盟登録料は次の通り定める。

種別	登録料
個人登録、団体登録	1,000 円／人
大学生登録	1,000 円／人
高校生登録	500 円／人
中学生登録	500 円／人
在外者登録	1,000 円／人

- 3 本連盟登録料は、登録時における登録の有効期間の残存期間に係わらず、前項に定める金額全額とする。
- 4 年度の途中で加盟団体または加入団体を変更した場合は、新たに本連盟登録料を納付しなければならない。
- 5 二重登録の場合は、高校生登録もしくは中学生登録及びその他の登録の双方について本連盟登録料を納付しなければならない。

<目次>

○web登録申請にあたり	p 3
・2021年度システム利用開始時期	
・登録番号一括削除機能について	
・アカウントコード・パスワードについて	
・名寄せ（二重登録防止チェック機能）仕様について	
・英字氏名の入力について	
・国籍の入力について	
・団体名略称カナについて	
・都道府県コードについて	
・登録氏名、性別など	
・団体名に商品名は使えません	
・団体名で利用できる文字	
○全般的なこと	p 6
・登録の締め日	
○一般のカテゴリーの登録	p 6
・登録が必要な人とは？	
・1団体の構成人数	
・個人登録者	
・同一県内での団体の移籍	
・他県への移籍	
・加入団体の名称	
○大学生、大学院生の登録	p 7
・データバンク料	
・ふるさと制度	
○高校生の登録	p 7
・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
○中学生の登録	p 8
・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
<付録>	
・登録会員の「通称名登録」の申請方法について	p 9
・定款細則（登録関係抜粋）	p 11
・登録会員規程	p 11～14

○w e b 登録申請にあたり

・2021年度システム利用開始時期

2021年度システム利用開始は、承認者が2021年2月24日（水）、申請者が3月2日（火）の予定です。

承認権限のアカウントを持たれる方（都道府県陸協・高体連・中体連、各支部、学連、定通制）は、申請者がログインする前（2月24日（水）13時～3月2日（火）12時ごろまで）に一度ログインしていただき、登録番号のリセット（必要な都道府県のみ）、各都道府県の受付期間の変更を行ってください。

・登録番号一括削除機能について

登録番号の一括削除機能があります。削除は各都道府県・支部の登録担当者がシステム利用開始する前（申請可能になる前）に削除してください。

削除可能期間：2021年2月24日（水）13：00～3月2日（火）12：59まで

・アカウントコード・パスワードについて

一般団体におきまして、アカウントコードとパスワードの情報は、2020年度と同じものを継続してご利用いただけます。各団体で設定したパスワードを紛失された場合は再発行となるため、ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」からシステムより自動再発行をするか、サポートセンターへお問い合わせください。

高校・中学・定通制高校については、別途各都道府県高体連・中体連を通じて、リセットしたパスワードを配布しますので、そちらをご利用ください。（学校の場合、顧問が変わることが多く、引継ぎがされないことが多いための措置です。）

・アカウントコードの配布について

一部大会におきまして、会員登録システムを利用した大会エントリーができます。（今後も対象大会を拡充する予定です。）都道府県によっては、都道府県管理団体のアカウント（承認用アカウント）を団体（学校）に配布し、成り代わりで申請をさせている都道府県も見受けられました。都道府県アカウントからの成り代わりでは、大会エントリーを行うことができません。（上部のメニューバーに「大会エントリー」というメニューが表示されません。）必ず、各団体（学校）にアカウントをお配りくださいますようお願い致します。

・名寄せ（重複登録防止チェック機能）仕様について

現在の仕様では、同一年度に同姓同名、同性別、同生年月日であった場合は、別人として登録出来ません。仮に、同姓同名の別人である場合は、サポートセンターまでお問い合わせください。また同一年度で既に登録されている場合は、その団体で退会処理を行わない限り、別の団体に登録（移籍）することができない仕様となっております。

但し、学校所属（中学校、高校 [全日/定通] のみ）と一般団体所属（または一般個人登録）での二重登録は認められています。

その場合は、名寄せ画面で「二重」という選択肢が表示されますので、「二重」をご選択ください。

・英字氏名の入力について

2019年度システムより、申請時の会員情報に「英字氏名」が必須項目になりました。

入力例： 「陸連 太郎」「RIKUREN Taro」

※姓は半角大文字、名は先頭文字のみ半角大文字、それ以外は半角小文字

新規会員…会員情報登録画面から入力してください。

継続会員…申請者リストに追加した後、情報編集画面（該当者氏名をクリック）より必ず入力・編集を行ってください。未入力、及び入力例に沿っていない場合は申請できません。

【使用できる文字】 スペース、中点（・）

※ミドルネームについて…位置については問いません。姓、名どちらかに寄せてご入力をお願いいたします。

※必ずパスポートと同じ表記を入力してください。

・国籍の入力について

2019年度システムより、申請時の会員情報に「国籍」が必須項目になりました。

新規会員…会員情報登録画面にて、プルダウンより選択いただきます。

継続会員…申請者リストに追加した後、情報編集画面（該当者氏名をクリック）よりプルダウンで選択してください。未選択の場合は申請できません。

※2020年度システムより、日本以外を選択した場合のみ確認のチェックボックスが表示されるようになりました。チェックをいれて頂かないと申請できません。

・団体略称カナについて

2018年度システムより、全区分の団体様に「団体略称カナ」表示が追加されました。

大会でのアナウンスで使用しますので、正確に入力してください。

【使用できる文字】全角カタカナ、スペース、中点（・）（文字数に制限はありません。）

・都道府県コードについて

2019年度システムより、都道府県コードが国体に合わせた番号に変更となる県がいくつかあります。

・登録氏名、性別など

登録申請においては「氏名、性別、生年月日などを正確に届け出るものとする」となっています。免許証、健康保険証などに記載されている情報と異なる情報で登録する場合は、本連盟に届け出て承認を得てください。(例：芸名などを使用する場合)

※システムに登録されている情報が、大会プログラムなどに反映されます。

特に氏名、生年月日の間違いは、選手の記録などに影響しますので、必ず正しい情報の登録をお願いします。

・団体名に商品名は使えません！

定款細則第4条（加入団体）により、商品名を加入団体名に使用できません。

本連盟でも加入団体名をチェックいたしますが、各県ご担当者様におかれましても、団体名称をご確認頂き、該当するものがある場合は、ご変更頂きますようご指導ください。

・団体名で使用できる文字

加入団体名称に使用できる文字や記号は次の通りです。使用できない文字や記号が使用されている場合は、変更を求めてください。

文字：商業登記規則等に準じた「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「ローマ字（小文字・大文字）」「アラビア数字」

記号：「&（アンパサンド）」「－（ハイフン）」「・（中点）」

- ・上記符号は字句を区切る際の符号として使用する場合に限り認めるものとし、団体名の先頭または末尾に用いることはできない。
- ・ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできる。

○全般的なこと

- ・登録の締め日（登録会員規程第7条）

2021年度受付締切：12月17日（金）18：00まで

高校生登録 【前期】 3月2日（火）13時～5月24日（月）18時00まで
【中期】 6月2日（水）12時～10月22日（金）18時00まで
【後期】 11月1日（月）12時～

※その他の区分（県、中学生など）で別途締切りを設ける際は、必ず配下団体にお知らせをお願い致します。サポートセンターにお問い合わせいただいても、お答えできません。

○一般カテゴリーの登録

- ・登録が必要な人とは？

競技者として競技を行う者はもちろん、審判しか行わない者も登録が必要です（公認審判員規程第2条）。本連盟では競技者登録、審判登録という区分けはありません。すべて同じ登録です。近年、一般登録の人数より、公認審判員の人数が多い都道府県があるようですが、本来おこり得ないことですので、審判員も必ず登録するようにチェックしてください。

- ・1団体の構成人数（一般団体のみ）

1団体の構成人数は、5名以上必要です。

当年度初めて申請する際に、5名以上の申請でないと申請を行うことができません。

- ・個人登録

個人で登録したい方（従来の個人登記者）は個人登録という名称になります（登録会員規程第6条）。この場合所属名は「〇〇陸協」という表現のみが使用できます。

- ・年度途中の同一県内の団体への移籍

登録会員規程第8条の「同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない」は「二重登録を禁止する」という意味なので、団体の移籍は可能です。

都道府県陸協においてweb上で会員の退会を行えるようになっていました。同一県内の移籍は、まず、従前の団体からの退会手続きをweb上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

- ・年度途中の他県への移籍

「会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6ヶ月を経過しないと競技会に出場できない」の規程が削除されました。

他県への移籍は、まず、従前の都道府県陸協が退会手続きを web 上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

- ・加入団体の名称

加入団体の名称は、定款細則第4条に定める通りとなります。

○大学生、大学院生の登録

- ・ふるさと制度

大学生は、国体のふるさと制度実施に伴い、選択可能な都道府県が、居住地か「ふるさと」（日本体育協会への「ふるさと」申請が必要）のどちらかになっています。

大学所在地の選択肢はありません。

陸連、学連の登録ルールとはまったくリンクしておりませんのでご注意ください。

○高校生の登録

- ・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら

学校に部活動がなく、高体連としての登録ができない高校生が登録する場合は一般の扱いになります。この場合インターハイ予選など高体連主催の大会には出場できません。県選手権やジュニア選手権・ユース選手権の予選には出場できます。

地域スポーツクラブでの登録の際もこの扱いです。

- ・複数登録（二重登録）

高校生の複数（二重）登録を認めております（登録会員規程第8条）。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら高体連主催の大会（インターハイ、インターハイ予選など）には学校の所属でないと出場できません。

また、登録システムにおいて、「高校」（全日制・高体連登録）と「定通制高校」（高体連

定時通信部登録)を区分して学校登録しています。定通制のアカウントは、高校のアカウントとは別となり、例年4月下旬に、全国高等学校定時制通信制陸上競技大会の申込書と一緒に、各都道府県の高体連理事長宛に郵送されます。定通制登録を行う生徒は、アカウントの到着後、登録してください。(例年、全日制登録をしてしまった後にアカウントが届き、定通制に変更したいというお問い合わせを数件頂いております。)

なお、定通制の生徒であっても、インターハイの出場を目指す選手は、高体連登録が必要となるので、全日制高校のアカウントでご登録ください。

○中学生の登録

- ・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら

一般の扱いで処理してください。県選手権や U16 大会の予選などはこの登録での扱いになります。

- ・複数登録(二重登録)

中学生の複数(二重)登録を認めております(登録会員規程第8条)。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体(クラブなど)の両方に登録することができる。この場合、同一競技会(予選大会から全国大会まで通して)には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら全日本中学校陸上競技選手権大会・全国中学校駅伝大会(予選会から全国大会まで)には一般のクラブの所属では出場できません。

登録会員の「通称名登録」の申請方法について

2012年12月13日の本連盟第10回理事会で承認された登録会員規定第2条第3項「氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。」に関して、その具体的な対象者、申請方法について次のように定める。

<対象者>

- ・何らかの理由により、通称名登録を希望するもの

<申請・通知方法>



- ① 申請者は都道府県陸協に別紙1（通称名登録の申請書）を提出
※当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を添付する。
- ② 都道府県陸協は申請が妥当と判断したものにつき日本陸連へ申請書を提出
- ③ 日本陸連で審議後、都道府県陸協に結果を通知する
- ④ 都道府県陸協は申請者に結果を通知する

<申請承認後>

- ・加盟団体及び本連盟にて承認された申請者は、通称名で登録を行い、Web登録システム内の備考欄に「本名」の記載をする。

陸上競技協会 御中

年 月 日

通称名登録の申請書

通称名での登録希望につきまして、下記にその理由を申し上げます。

<申請者>

申請者氏名	姓	名		
通称名 (登録希望名)	姓	名		
所属団体名				
住所	〒			
連絡先	電話		FAX	
<u>別名登録を希望する理由</u>				

申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示する必要がある。

	加盟団体	日本陸上競技連盟
決裁	承認 否認	承認 否認
承認日	年 月 日	年 月 日
理由		
決裁者	_____陸上競技協会	日本陸上競技連盟

公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則 (登録関係抜粋)

2020年11月12日改訂

(加入団体)

第4条

加入団体とは、加盟団体に登録した団体をいう。

2. 加入団体は、5名以上をもって組織すると共に、登録する加盟団体が統轄する都道府県内において、連絡可能な住所を有し、実質的に活動を行っていることを要するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校は5名未満でも加入団体を組織することができる。
4. 第2項の規定にかかわらず、1個あるいは複数の郡市区町村（以下地方という）の陸上競技界を統轄する団体として当該地方の所在する都道府県の加盟団体が認める団体であって、当該地方名を冠した陸上競技協会を名称とするものは、連絡可能な住所を有する限り、加入団体として、当該加盟団体に登録することができる。
5. 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないと考え名称は使用できない。

登録会員規程

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、法令並びにワールドアスレティックスまたは本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
- (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
- (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
- (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること
- (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと
- (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
- (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為
- (9) 社会通念上不相当な差別的言動

- (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
- (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める用途以外の用途に使用し、その他不適正な請求若しくは使用をすること
- (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
 - 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

（登録会員の肖像使用）

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

（登録の種類）

第4条 団体登録：加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する加盟団体に登録するものとする。

個人登録：個人でおこなう登録。個人登録会員は居住地または勤務地のある都道府県の加盟団体に登録するものとする。

中学生登録：公益財団法人日本中学校体育連盟（以下中体連という）を通じておこなう登録。

高校生登録：公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下高体連という）を通じておこなう登録。

大学生登録：公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下日本学連という）を通じておこなう登録。大学生登録会員は、以下の中から選択する一個の加盟団体に登録する。

- （1）出身高等学校、出身中等教育学校又は3年次まで在籍した高等専門学校の所在地がある都道府県の加盟団体
- （2）在籍している学部・学科等の所在地がある都道府県の加盟団体
- （3）住居地がある都道府県の加盟団体

在外者登録：海外に居住する日本国籍を有する者であって、本連盟が特に認めた者が個人でおこなう登録。

（登録の手続き）

第5条

団体登録：団体登録をしようとする者は、加入団体を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。なお、加入団体の登録は、加入団体としての要件を充足する団体登録が行われた場合に当然に行われるものとし、定款細則第4条第4項に定める加入団体については、加盟団体が当該団体を加入団体として認めたときに当然に加盟団体に登録されるものとする。

個人登録：個人登録しようとする者は、加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

中学生登録：中学生登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

高校生登録：高校生登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

大学生登録：大学生登録をしようとする学生は、大学を通じて日本学連に登録すると同時に、日本学連を通じて本連盟及び加盟団体に登録する。

在外者登録：在外者登録をしようとする者は、本連盟に直接登録する。

2. 登録会員が登録する加入団体または加盟団体を変更する場合は、前項に定める区別に従い、変更であることを明示して登録手続を行うものとする。

(登録の期間)

第6条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月中の本連盟が毎年度定める日までとする。

(二重登録の制限)

第7条 複数の加入団体に同時に所属し、または複数の加盟団体に同時に登録することはできない。

2 前項の規定に関わらず、中学生登録および高校生登録の登録会員は、その他に一個の団体登録または個人登録をおこなうことができる。この場合、中学生登録または高校生登録を行っている加盟団体と異なる加盟団体への登録を行うことができる。また、同一の競技会の同一の種目に、複数の所属として出場することはできない。

(登録料)

第8条 登録会員は、本連盟登録料を納付しなければならない。

2 本連盟登録料は次の通り定める。

種別	登録料
個人登録、団体登録	1,000円/人
大学生登録	1,000円/人
高校生登録	500円/人
中学生登録	500円/人
在外者登録	1,000円/人

3 本連盟登録料は、登録時における登録の有効期間の残存期間に係わらず、前項に定める金額全額とする。

4 年度の途中で加盟団体または加入団体を変更した場合は、新たに本連盟登録料を納付しなければならない。

5 二重登録の場合は、高校生登録もしくは中学生登録及びその他の登録の双方について本連盟登録料を納付しなければならない。

(外国人の登録)

第9条 日本に居住している外国人は、本連盟の登録会員となることができる。外国人は、本来所属すべき国またはテリトリー（領土）の陸上競技連盟の事前承認なしに本連盟に登録することはできない。

(登録拒否要件)

第10条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

- (1) 除名処分を受けた者
 - (2) 反社会的勢力に該当する者
- 2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。
 - 3 本連盟は、登録前に（継続して登録している場合においては当初の登録前に）、第2条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、または同項において禁止されている行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。
 - 4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。
 - 5 登録取消しの処分の手続きについては、登録会員処分規程の定めるところによる。

(国内競技会への出場)

第11条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第12条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、ワールドアスレティックス競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

第13条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸上競技協会、所属する加盟団体、および加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

(登録会員に対する処分)

第15条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。(外国人の登録)

附則

- 1 2012年12月13日改定
- 2 2018年3月16日改定
- 3 2018年10月1日改定
- 4 2019年12月16日改定
- 5 2020年11月12日改定